



Accredited
School

KINOSHITA AVIATION CONSULTANTS
Website: <http://www.airtransport-tozai.com>

DGR 第 5 2 版 2 0 1 1 年 1 月 1 日 発 効

ADDENDUM 内容訂正 2 0 1 0 年 1 2 月 3 0 日 掲 示

IATA 危険物規則書を使用される方は 2011 年 1 月 1 日から有効となった第 52 版の内容に下記のとおり追加の訂正・変更があるので留意して下さい。可能なかぎり、変更点や改訂点は網掛けをしたり、二重取り消し線を入れたり、アンダーラインをして、目立つようにしてあります。

第 2 章 (Section 2)

政府例外規定 (Section 2.8.2) の新設もしくは変更

変更 SAG (Saudi Arabia サウジアラビア)

SAG-03 の内容変更

SAG-03 サウジアラビア国内を仕向地とする危険物貨物について、完全な荷受人の名称、住所並びに電話番号が AWB 並びに包装物の外表面に明記されていなければならない。

SAG-06 新設

SAG-06 サウジアラビア国内を仕向地とする危険物貨物について、完全な荷受人の名称、住所並びに電話番号が個々の包装物の外表面に明記されていなければならない。

航空会社例外規定 (Section 2.8.4) の新設もしくは変更

9S (Southern Airlines) の内容変更

9S-01 を全文削除し、空欄 “Not used” とする。

AA (American Airlines) の新設

AA-06 区分 6.2 のカテゴリー B のウイルスを移しやすい物質で動物に影響のあるもの (UN 2900) 及び人に影響のあるもの (UN 2814) は受託しない。(PI 620 参照)

AB (Air Berlin) の新設

AB-01 第 7 分類の放射性物質、核分裂性物質及び適用免除放射性輸送物 (微量放射性物質) は AB 航空機では受託しない。(10.5.8; 10.5.12 参照)

AB-02 CAO に搭載が認められている貨物並びに CAO 適用の包装基準で準備されている貨物は AB 航空機では輸送しない。

MS (Egyptair) の内容変更

MS-01 EGYPTAIR NETWORK で危険物貨物を輸送するには、下記を守らなければならない。

1. 危険物貨物について、完全な荷送人と荷受人の名称、住所並びに電話番号が AWB 並びに包装物の外表面に明記されていなければならない。
2. は全文削除

OU (Croatia Airlines) の内容変更

OU-04 少量危険物 (“Y” 表示の包装基準で整えた包装物) は下記を除いて受託しない。ID 8000 日用品 (Consumer Commodity) (DGR 2.7 及び “Y” 表示の包装基準)

OU-16 Biological substances, Category B UN 3373 (human or animal) のみ受託する。

以下、全文削除

QT (TAMPA Cargo) の内容変更

QT-01 を全文削除し、空欄 “Not used” とする。

SV (Saudi Arabia n Airlines) の内容変更

SV-10 非防漏型のバッテリーで作動する車椅子もしくは歩行補助装置は預託手荷物として SV 航空機で受託しない。(2.3.2.3 及び 9.3.16 参照)

SV 新設

SV-13 荷送人は輸送されている個々の危険物貨物の危険性や性質の情報、事故もしくは事件時での対応について知識を持っている人・団体の 24 時間対応電話番号を提供しなければならない。かかる電話番号は、国のコード、並びに地域のコードと共に、申告書の “Handling Information Box” に “Emergency Contact” もしくは “24-hour number” の文言の直ぐ後ろに記載されていなければならない。例: Emergency Contact +47 67 50 00 00 (8.1.6.1.1 及び 10.8.3.1.1 参照)

24 時間対応緊急時電話番号 (24-hour emergency telephone number) は危険物申告書が不要な貨物には記載する必要はない。

Page 30 – 2.7.2.1 (g) を下記を追記する。

(g) 第 9 分類: Aviation regulated liquid, n.o.s. (UN 3334) , Aviation regulated solid, n.o.s. (UN 3335) を追記する。

Page 31 – 2.7.2.2 (j) に下記を追記する。

(j) 第 9 分類: Aviation regulated liquid, n.o.s. (UN 3334) , Aviation regulated solid, n.o.s. (UN 3335) を追記する。

第 3 章 (Section 3)

Page 132 – 3.9.2.4 を下記のように改訂する。

3.9.2.4 – 環境汚染物

環境汚染物 (海洋環境汚染物) とは国連の Model Regulations 第 15 改訂版の 2.9.3 の基準に合致するもの、並びに、然るべき発地国、経由国および仕向国の権威ある監督官庁により定められた国内および国際規則の基準に合致するものを指す。国連の Model Regulations 第 15 改訂版の 2.9.3 に規定されている環境汚染物 (海洋環境汚染物) の詳細な分類カテゴリと分類基準は

http://www.iata.org/whatwedo/cargo/dangerous_goods/index.htm を参照のこと。

海洋環境に危険であると判断される物質もしくは混合物で他の分類の危険性を呈しないものは、Packing Group III に割り当てて次の何れかの名称で輸送する。

- UN 3077 Environmentally hazardous substance, solid, n.o.s.、もしくは
- UN 3082 Environmentally hazardous substance, liquid, n.o.s.

第4章 (Section 4)

Table 4.2: 危険物リストを下掲のとおり修正する。

UN/ID no.	Proper Shipping Name/Description	Class or Div. (Sub Risk)	Hazard Label(s)	PG	EQ see 2.7	Passenger and Cargo Aircraft				Cargo Aircraft Only		S.P. see 4.4	ERG Code
						Ltd Qty		Pkg Inst	Max Net Qty/Pkg	Pkg Inst	Max Net Qty/Pkg		
						G	H						
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N
2071	Ammonium nitrate fertilizers	9	Miscellaneous	III	E1	Y958	30 kg G	958	200 kg	958	200 kg	A89	DL
1549	Antimony compound, inorganic, solid, n.o.s. *	6.1	Toxic	III	E1	Y645	10 kg	670	100 kg	657 677	200 kg	A12	DL
3334	Aviation regulated liquid, n.o.s. * †	9	Miscellaneous	III	E1	Y954	30 kg G	954	100 L	954	220 L	A27	DA
3335	Aviation regulated solid, n.o.s. * †	9	Miscellaneous	III	E1	Y956	30 kg G	956	100 kg	956	200 kg	A27	DA
3054	Cyclohexyl mercaptan	3	Flamm. liquid	III	E1	Y344	10 L	355	60 L	355 366	220 L		3L
1597	Dinitrobenzenes, liquid	6.1	Toxic	II III	E4 E1	Y641 Y642	1 L 2 L	654 655	5 L 60 L	662 663	60 L 200 L 220 L	A3	3L 4L
3450	Diphenylchloroarsine, solid	6.1	Toxic	I	EO		Forbidden		Forbidden	673	35 kg 30 kg		4L
3245	Genetically modified micro-organisms	9	Miscellaneous		EO		Forbidden	959	No Limit	959	No Limit	A47	DL
3245	Genetically modified organisms	9	Miscellaneous		EO		Forbidden	959	No Limit	959	No Limit	A47	DL
2461	Ethyl isocyanate	6.1 (3)					Forbidden		Forbidden		Forbidden	A174	3F 3F
2463	Isopropyl isocyanate	6.1 (3)					Forbidden		Forbidden		Forbidden	A174	3E 3E 3H
3249	Medicine, solid, toxic, n.o.s.	6.1		II III	E4 E1	Y644 Y645	1 kg 5 kg 10 kg	669 670	25 kg 100 kg	676 677	100 kg 200 kg	A3 A801	3L 4L
3208	Metallic substance, water-reactive, n.o.s. *	4.3	Dang. when wet	I II III	EO E2 E1		Forbidden 5 kg 10 kg	Forbidden 463 465	Forbidden 15 kg 25 kg	487 489 491	15 kg 50 kg 100 kg	A3	4W 4W 4W
3290	Toxic solid, corrosive, inorganic, n.o.s. *	6.1 (8)	Toxic & Corrosive	I	E5		Forbidden	665	1 kg	672	25 kg 15 kg	A5	6C
2928	Toxic solid, corrosive, organic, n.o.s. *	6.1 (8)	Toxic & Corrosive	I II	E5 E4		Forbidden 1 kg	665 668	1 kg 15 kg	672 675	25 kg 15 kg 50 kg	A5	6C 6C
2928	Toxic solid, corrosive, organic, n.o.s. *	6.1 (8)	Toxic & Corrosive	I II	E5 E4		Forbidden 1 kg	665 668	1 kg 15 kg	672 675	25 kg 15 kg 50 kg	A5	6C 6C

第5章 (Section 5)

Page 384 - 包装基準 PI 202 を下記のように内容変更

(i) 開放型の超低温液体の容器は下記のマークが、スタンプ、刻印もしくはエッチング形式で、恒久的に表記されていなければならない。

- ・ 製造業者の名称及び住所
- ・ モデル番号もしくは容器の名称
- ・ 製造番号もしくはロット番号
- ・ 容器が使用される対象のガスの国連番号と正式輸送品目名
- ・ 容器の容量 (リットル表示)

Note:

開放型の超低温液体の容器のマーキングは 2012 年 1 月 1 日以降に製造された超低温液体の容器については 2012 年 1 月 1 日より必須となる。マーキングの大きさは、6.4.2.7.1 にシリンダーのマーキングとして定められている大きさでなければならない。2012 年 1 月 1 日以前に製造された開放型超低温液体の容器にはかかるマーキングは不要である。

- (j) 開放型の超低温液体容器はアルゴン、クリプトン、ネオン、窒素及びキセノンの冷凍液化ガスに使用が認められている。

Page 412 - 包装基準 PI 377 を下記のように内容変更

OUTER PACKAGINGS										
Type	Drums				Boxes					
Desc.	Steel	Plywood	Fibre	Plastic	Steel	Wood	Plywood	Reconstituted wood	Fibreboard	Plastic
Spec	1A2	1D	1G	1H2	4A	4C1 4C2	4D	4F	4E 4G	4H1 4H2

Page 422 - 包装基準 PI 454 を下記のように内容変更

追加の包装要件 (Additional Packing Requirements)

- 個々のリールはキッチリと蓋の閉まる金属の内装容器もしくは丈夫な段ボールもしくはファイバー・ボード製の内装容器に収納し、蓋は粘着テープもしくは紙によって所定の位置にあるようになっていなければならない。
 - 包装材料は包装等級 II (Packing Group II) の要件を満たしていなければならない。
 - ファイバー・ボード製のドラム (1G) はフィルム 600m 以上収納してはならない。
- 単一容器 (single packaging) は認められない。

Page 449 - 包装基準 PI 492 を下記のように内容変更

COMBINATION PACKAGINGS			
UN Number		Total quantity per package passenger aircraft	Total quantity per package Cargo Aircraft Only
UN 3292, Batteries, containing sodium	Batteries may be offered for transport and transported unpacked or in protective enclosures such as fully enclosed or wooden slatted crates that are not subject to the requirements of Section 8	Forbidden	No limit
UN 3292, Cells, containing sodium		25 kg 5	25 kg No limit

Page 468 - 包装基準 PI 565 を下記のように内容変更

追加の包装要件 (Additional Packing Requirements)

化学酸素発生器 (Oxygen generator, chemical) で酸化物を含んでいるものは、器具に装置されているもの (例えば、PSU (passenger service unit) や PBE (protective breathing equipment) など) も含めて、下記の要件を満たしていなければならない。

- (a) 化学酸素発生器は、包装されていない状態で、堅い、弾力性のない、平らで、水平な表面に作動を最も起こしやすい角度で 1.8m (6 ft) の高さから落下させ、内容物の損失及び誤作動を生じさせないように耐え得るものでなくてはならない。包装の一部として真空パックされている PBE については、真空パックに入れたままの状態での落下試験を行なって差し支えない。
- (b) 化学酸素発生器に始動装置が付いている場合は、意図しない誤作動を防止するために、下記のような最低でも二個の確実な誤作動防止装置がなければならない。以下、このパラグラフの後段の PBE に関する部分 3 行を削除。
1. 機械的に作動する始動装置
 - (i) 2 個のピンが装備されていて、個々のピンがそれぞれ独立して始動装置が導火線に作用することを防ぐ構造になっていること；
 - (ii) 1 個のピンと 1 個の保留リングが装備されていて、一つ一つが独立して始動装置が導火線に作用することを防ぐ構造になっていること；もしくは、
 - (iii) 導火線に被さるカバーとピンが装備されていて、始動装置が導火線に作用をしたり、カバーを叩かない構造になっていること。
 2. 電氣的に作動する始動装置：リード線が電氣的にショートさせられていて、電氣的なショート状態が金属箔で絶縁されていること。
 3. PBE に関して：
 - (i) 1 個のピンが装備されていて、始動装置が導火線に作用することを防ぐ構造になっていること、並びに、
 - (ii) 真空パックのような保護容器に収納されていること。
- (c) 化学酸素発生器を輸送する時は、1 個の発生器が作動してしまった場合、下記の要件を満たすような構造の包装容器で輸送しなければならない。
1. 包装容器の中の他の発生器が作動しないようになっていること、
 2. 包装材料が燃えない材質であること、並びに、
 3. 完成された包装容器の外表面の温度が 100°C (212° F) を上回らないこと。

Note:

上述の (c) (1)、(2) 及び (3) のテストを PBE に実施するには、化学酸素発生器を作動させるため、真空パックを開いてから、包装容器に収納して差し支えない。

Page 497 - 包装基準 PI 681 を下記のように内容変更

OUTER PACKAGINGS										
Type	Drums				Boxes					
Desc.	Steel	Plywood	Fibre	Plastic	Steel	Wood	Plywood	Reconstituted wood	Fibreboard	Plastic
Spec	1A2	1D	1G	1H2	4A	4C1 4C2	4D	4F	4G	4H1 4H2

Page 518 - 包装基準 PI 876 を下記のように内容変更

OUTER PACKAGINGS										
Type	Drums				Boxes					
Desc.	Steel	Plywood	Fibre	Plastic	Steel	Wood	Plywood	Reconstituted wood	Fibreboard	Plastic
Spec	1A2	1D	1G	1H2	4A	4C1 4C2	4D	4F	4G	4H1 4H2

Page 519 - 包装基準 PI 950 の Note を下記のように変更

Note:

上述の ~~(b) 並びに (c)~~ **(c) 並びに (d)** で許されている危険物の代替品は本包装基準で輸送してはならない。

Page 524 - 包装基準 PI 956 に FX-06 を追記

Page 534 - 包装基準 PI 964 に FX-06 を追記

Page 535 - 包装基準 PI 964 を下記のように変更

COMBINATION PACKAGINGS	
Inner Packaging (see 6.1)	Net quantity per inner packaging
Glass	10.0 L
Metal	30.0 L 40.0 L
Plastic	40.0 L 30.0 L

Page 535 - 包装基準 PI Y964 に FX-06 を追記

Page 537 - 包装基準 PI 965 を下記のように変更

Section I 追加の要件 (Additional Requirements – Section I)

- リチウム・イオン・セルやバッテリーを完全に包み込む形状の内装容器に収納してから、外装容器に収納しなければならない。セルやバッテリーを収納した完成された包装物は Packing Group II の基準に合致したものでなければならない
- 12 kg もしくはそれ以上の質量を持つリチウム・バッテリーで、衝撃に強い強固な外装ケーシングに収納されているもの、またはそのようなバッテリーのアセンブリーは、丈夫な外装容器 (strong outer packagings) を用いての輸送もしくは保護容器 (protective enclosures) を用いての輸送は差し支えない。包装は本規則書の第 6 章の要件を満たさなくても差し支えない。容器には発地国の然るべき官庁の許可が必要である。かかる許可書の写しを貨物につけていなければならない。
- 2011 年 12 月 31 日以降に製造されたバッテリーの外側ケーシングに Watt-hour rating が表示されていなければならない。

Page 542 - 包装基準 PI 968 を下記のように変更

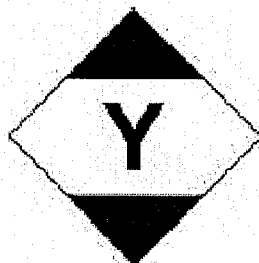
Section I 追加の要件 (Additional Requirements – Section I)

- リチウム金属セルやバッテリーを完全に包み込む形状の内装容器に収納してから、外装容器に収納しなければならない。セルやバッテリーを収納した完成された包装物は Packing Group II の基準に合致したものでなければならない
- 12 kg もしくはそれ以上の質量を持つリチウム・バッテリーで、衝撃に強い強固な外装ケーシングに収納されているもの、またはそのようなバッテリーのアセンブリーは、丈夫な外装容器 (strong outer packagings) を用いての輸送もしくは保護カバー容器 (protective enclosures) を用いての輸送は差し支えない。包装は本規則書の第 6 章の要件を満たさなくても差し支えない。容器には発地国の然るべき官庁の許可が必要である。かかる許可書の写しを貨物につけていなければならない。

第7章 (Section 7)

Page 595 – 図 7.1.A を下記のように変更

FIGURE 7.1.A
Limited Quantities Mark (7.1.5.3)



名称: 少量危険物 (Limited Quantity)

最低寸法: 100mm X 100mm

小型の容器の場合は、マーキングがハッキリと目視できる条件を満たせば、最小 50mm X 50mm まで縮小しても差し支えない。

ダイヤモンドの縁の線の幅は最低 2mm

“Y” の文字はマーキングの中央に置き、ハッキリと目視出来なければならない。

ダイヤモンドの上部と下部並びに縁の線は黒色、中央部分は白色もしくは適切なコントラストする色であること。

第8章 (Section 8)

Page 620 – 8.1.5 に FX-18 を追記

Page 632 – 図 8.1.I - Example 5 及び図 8.1.J – Example 6 の UN1845 Dry Ice の包装等級の欄から “III” の文字を削除

第9章 (Section 9)

Page 644 – 9.3.2.2.5 を下記のように変更

9.3.2.2.5 区分 1.4.S を除き、区分 1.4.B の火薬類は他の火薬類と一緒に搭載してはならない。区分 1.4.S 以外の火薬類と同一の航空機に搭載する時は、区分 1.4.B の火薬類は別々の ULD に積み付け、航空機に搭載する時は、ULD 同士が隣接しないよう間に他の貨物を入れるなどして、最低 2m の隔離距離を置かなければならない。ULD に積み付けない場合、区分 1.4.B の火薬類は、区分 1.4.S を除いた他の火薬類と、隣接していない位置に搭載し、隔離距離を最低 2m 保たなければなせない。

第10章 (Section 10)

Page 721 – 図 10.8.E - Example 3 の UN1845 Dry Ice の包装等級の欄から “III” の文字を削除、包装基準の欄の 904 を 954 に訂正する

付録 “A” (Appendix A)

Page 732 – Cargo の定義を下記のように変更

CARGO – 本規則書の解釈では、郵便、~~社用品~~並びに預託手荷物もしくはミスハンドリングされた手荷物以外で航空機に搭載される物品を言う。

付録 “D-1” (Appendix D-1)

Page 770 – Canada の記載を下記のように変更

Chief, Airspace Standards and Procedures
Transport Canada
Civil Aviation Directorate
Ottawa, Ontario
Canada K1A 0N8

Tel: +1 (613) 998-9855
Fax: +1 (613) 954-1602
E-mail: ron.carter@tc.gc.ca

Page 772 – Replace the contact details for Finland with the following:

Finnish Transport Safety Agency
Aviation (Finnish CAA)
P.O.Box 320
FI-00101 Helsinki
FINLAND
Tel: +358 (0)20 618 6050
Fax: +358 (0)20 618 500
E-mail: lentotoiminta@trafi.fi
website: www.trafi.fi or www.civilaviationauthority.fi

以 上